

## 「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査」業務についてのご案内

都市の低炭素化の促進を図り健全な発展に寄与することを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）に基づき所管行政庁が行う低炭素建築物新築等計画の認定に際し、必要な要件である低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査並びに適合証の交付業務についてご案内いたします。

1. 業務開始：2012年12月4日
2. 業務区域：日本全域（市街化区域等に限る）
3. 業務範囲：【用途】 一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物、非住宅建築物  
 【工事種別】 新築、増築、改築、修繕又は模様替、空気調和設備等の設置、空気調和設備等の改修  
 【認定対象】 建築物全体、住戸の部分のみ、建築物全体及び住戸の部分
4. 業務内容：申請図書等に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定<sup>※1</sup>に際し、必要な要件である低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査並びに適合証を交付します。

※1. 低炭素建築物新築等計画の認定は所管行政庁により行われます。

－認定対象範囲－

建築物全体	住戸の部分のみ	建築物全体及び住戸の部分
一戸建ての住宅 共同住宅等 複合建築物 非住宅建築物	共同住宅等 複合建築物	共同住宅等 複合建築物

5. 審査料金： (税別)

適用範囲等		料金
建築物全体	新築一戸建ての住宅	単独審査 36,000円
		同時審査 12,000円

※2 同時審査とは、当社に住宅性能評価、長期優良住宅認定に係る技術的審査等のエネルギー消費性能の審査が含まれる商品を併せて申請する場合に限ります。

※3 変更申請料金は当初の申請料金の1/2とします。

※4 評価を行う前に取り下げた場合または誤記訂正、軽微な変更もしくは評価書の再発行を行った場合の事務手数料は、5,000円（税別）とします。

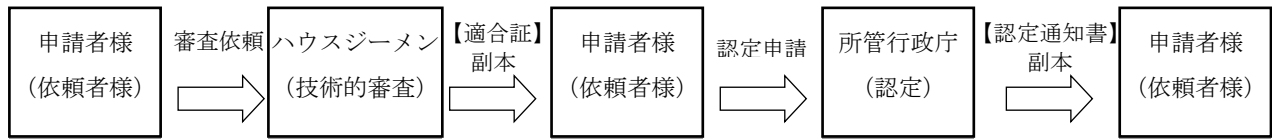
※5 共同住宅等、複合建築物、非住宅建築物及び、増築、改築、修繕又は模様替、空気調和設備等の設置、空気調和設備等の改修は、別途見積となります。

6. 手続き：別紙「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査要領」をご覧ください。

7. お問い合わせ先：株式会社ハウスジューメン 審査部 審査室 TEL03-5408-8496

別紙「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査要領」

1. 手続きの流れ



2. 必要書類（各2部ずつ提出）

図書種類		明示すべき事項
各種サービス申込書		※弊社ホームページから書式をダウンロードできます。
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書		※弊社ホームページから書式をダウンロードできます。
委任状（代理依頼の場合）		※弊社ホームページから書式をダウンロードできます。
認定申請書		書式は各所管行政庁へご確認ください。
設計内容説明書		建築物又は住宅の断熱性能等の説明 ※弊社ホームページから書式をダウンロードできます。
算定用プログラム出力表		※住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報ホームページにございます。 <a href="http://www.kenken.go.jp/becc/index.html">http://www.kenken.go.jp/becc/index.html</a> )
カタログ等		算定用プログラム出力表の設備機器等の性能値等が確認出来るもの
各種図面 計算書他	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、低炭素化に資する設備等及び措置等の位置
	仕様書（仕上表含む）	部材及び低炭素化に資する設備等及び措置の種別、外壁等・開口部の仕様、構造、寸法及び取付方法
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、室の名称、用途及び寸法、壁の種類及び位置、開口部の位置及び構造、天井の高さ、範囲及び面積、低炭素化に資する設備等及び措置の位置
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	複数の用途を有する建築物の場合の、用途別床面積の一覧
	立面図	縮尺、外壁等の仕様及びその範囲と面積、低炭素化に資する設備等及び措置の位置
	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造（断熱含む）、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造、外皮の断熱の材料の種類及び寸法
	各部詳細図	縮尺、外壁、開口部、断熱部その他の部分の材料の種類及び寸法、各種設備の構造方法
	基礎伏図	縮尺並びに構造躯体・断熱の材料の種類及び寸法
	各種計算書等	U値、η値計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
	その他	審査に係る各種材料などの認定書、型式認定等の証明書類、その他必要な書類など

※上表の明示すべき事項を他の図書に明示しても構いません。

※空気調和設備等の設置若しくは改修の場合は別途必要な図書が生じます。